

地域密着型サービスの区域外利用について

■地域密着型サービスとは

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう創設されたサービスであり、原則としてサービス事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できます。*

しかし、特段の事情等により、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所についても、被保険者からの利用希望に基づき、事業所所在の他市町村が必要であると認める場合には、例外的にその他市町村の同意を得ることで、津幡町の被保険者の利用が可能となります（市町村間同意の手続き）。

※例外として、津幡町に住む住所地特例対象者（＝津幡町以外の被保険者）は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の一部の地域密着型サービスを利用することが可能です。

■津幡町の被保険者が他市町村の地域密着型サービスの利用を希望する場合

利用区域を越えた地域密着型サービスの利用を希望する場合は、市町村間で協議し同意を得た上で、津幡町が他市町村所在の地域密着型サービス事業所を指定する必要があります。

1) 津幡町が他市町村の地域密着型サービスを指定する場合の基準

- 所在する他市町村の同意があること
- 利用を希望する津幡町にある地域密着型サービスが下記のいずれかの理由により、利用不可能又は利用が著しく困難であること
 - ① 町内に同一サービスを提供する事業所が存在せず、他のサービスでは代用ができない
 - ② 町内に所在する利用希望サービスの定員に空きがない
 - ③ 虐待等のやむを得ない理由がある場合
 - ④ その他、上記の事由と同程度の特段の理由があると認められる場合

2) 手続きの流れ

事前に、利用希望事業所へ定員の空きや区域外利用についての可否を確認し、また、利用希望事業所が所在する市町村へ相談した上で手続きを行ってください。

- ① 被保険者から「津幡町区域外地域密着型サービス利用理由書」を津幡町へ提出
- ② 津幡町において、基準に適合するか確認の上、利用の可否を検討
- ③ 可と判断した場合、津幡町から所在地市町村へ指定同意を依頼
- ④ 津幡町は他市町村の指定同意を確認した上で、利用希望サービス事業所へその旨を連絡する
- ⑤ 利用希望サービス事業所から津幡町へ新規指定申請
- ⑥ 申請内容を審査の上、指定決定

■他市町村の被保険者が津幡町の地域密着型サービスの利用を希望する場合

津幡町にある地域密着型サービスを、他市町村の被保険者が利用を希望する場合は、以下の要件を満たす場合に指定の同意をするものとします。

1) 津幡町にある地域密着型サービスを他市町村が指定する場合の同意基準

- 利用希望事業所に定員の空きがあり、受け入れることが可能であること
- 利用希望事業所における他市町村の利用者の割合が概ね2割以下であること
- 利用を希望する他市町村の被保険者の住所地にある地域密着型サービスが以下のいずれかの理由により利用不可能又は利用が著しく困難であること
 - ① 住所地に同一サービスを提供する事業所が存在せず、他のサービスでは代用ができない
 - ② 住所地に所在する利用希望サービスの定員に空きがない
 - ③ 虐待等のやむを得ない理由がある場合
 - ④ その他、上記の事由と同程度の特段の理由があると認められる場合

その他、必要な手続き等は被保険者の介護保険担当課へご相談ください。

■他市町村から転入した方の地域密着型サービスの利用について

原則として、町内の地域密着型サービスの利用を目的とした、津幡町への転入は認めておりません。

ただし、町内の親族宅等に転入し、転入した日から6か月以上経過している場合、地域密着型サービスの利用を認めることとします。

転入した日から6か月以内に町内の地域密着型サービスの利用が必要な場合には、福祉課介護保険係へご相談ください。

■注意事項

- 市町村間同意の手続きは、利用者ごとに必要です
- 市町村間同意の手続きをせずに、サービス提供を実施した場合は、介護保険の適用は受けることができず全額自己負担となりますのでご注意ください（原則、「津幡町区域外地域密着型サービス利用理由書」の收受日及び事業所の指定日は遡及しません）